

平成 27 年

第 2 回市議会定例会 議案第 7 号

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 19 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（  
平成 25 年函館市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 4 号アを次のように改める。

ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設  
入居者生活介護（函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備  
および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年函館市条例  
第 23 号）第 217 条第 1 項に規定する指定特定施設入居者生活  
介護をいう。以下同じ。），指定地域密着型特定施設入居者生活  
介護（函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および  
運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年函館市条例第 25  
号）第 130 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設入居者  
生活介護をいう。以下同じ。）または指定介護予防特定施設入居  
者生活介護（函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備  
および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のた  
めの効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25  
年函館市条例第 24 号）第 203 条第 1 項に規定する指定介護予  
防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けて  
いないものをいう。以下同じ。）の数が 15 またはその端数を増

すごとに1以上とすること。

第13条第7項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護または外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）」を「指定特定施設入居者生活介護，指定地域密着型特定施設入居者生活介護または指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め，同条第8項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護，指定地域密着型特定施設入居者生活介護または指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第23条第3項中「前2項の規定にかかわらず，生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護，指定地域密着型特定施設入居者生活介護または指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって，第13条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合」に改める。

#### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。

#### （提案理由）

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定特定施設入居者生活介護等を行う場合における養護老人ホームの職員の配置の基準および生活相談員の責務に関する規定を整備するため